

# 福井県坂井市で「医療機関における電波の利用環境・安全性に関する説明会」を開催

～ 医療機関、医療機器製造・販売業者など40名が参加 ～

総務省北陸総合通信局（局長 吉武 久）は、平成29年6月24日（土）、福井県坂井市の福井県産業情報センターにおいて、「医療機関における電波の利用環境・安全性に関する説明会」を開催しました。（後援：福井県、福井県医師会、坂井地区医師会、福井市医師会、福井県臨床工学技士会、北陸情報通信協議会）

この説明会は、医療現場での電波の安全性に関する正しい知識の普及と安心で安全な電波利用環境を確保するために開催したもので、福井県、福井県医師会、坂井地区医師会、福井市医師会、福井県臨床工学技士会、北陸情報通信協議会が後援、医師、看護師、臨床工学技士、病院の事務担当者、医療機器製造・販売事業者など約40名が参加しました。

はじめに、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課の篠澤康夫課長補佐が「医療での電波の利用と医療機器への影響」と題して、(1)技術の進展で携帯電話の送信電力が小さくなってきたことを踏まえ「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」で院内における携帯電話の使用を原則認めることとしたためその利用が拡大、(2)無線LANや医用テレメータなどの電波利用機器の使用が増えたため混信などのトラブルが危惧されることから適正なチャンネル設定が必要、(3)電波環境協議会が院内各部門で何を管理すべきか、その事例を示した「電波の安全利用規程」のひな形をホームページで公表していることを紹介しました。

【6月28日公表 <http://www.emcc-info.net/info/info290628.html>】

次に、滋慶医療科学大学院大学医療管理学研究科の加納隆教授が「医療において安心・安全に電波を利用するために」と題して、(1)携帯電話は常に電波を出しているため医療機器の上に直接置かないこと、(2)病院、診療室、手術室などエリアごとに携帯電話で通話やメールをしてよいルールを決めたこと、(3)自らも座長として策定に関わった「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」で、医用テレメータ、無線LAN、携帯電話の利用に伴うトラブル事例とその対策として機器設置時の電波調査や無線チャンネルの管理を行える人材配置の必要があることを紹介しました。



【講演する篠澤課長補佐】



【講演する加納教授】



【説明会の様子】福井県産業情報センター

参加者へのアンケート結果では、(1)参加理由は、「仕事上必要な知識を得るため」が74%、「医療機関の電波利用に関心」が57%、(2)理解度は、「理解できた」が53%、「ほぼ理解できた」が43%、(3)総合的な満足度は、「満足」が51%、「やや満足」が40%となっており、参加者の7割が「説明会に参加して不安・疑問は減った」と回答しています。

北陸総合通信局では、11月に富山県、2月に石川県で同様の説明会の開催を予定しています。

<お問い合わせ先> 無線通信部監視調査課  
電話：076-233-4441